

宮城県公報

発行
宮 城 県
(総務部私学文書課)
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
(毎週火、金曜日発行)

目 次

告 示

ページ

- 地籍調査事業計画の変更
(地域復興支援課) 一
- 特定計量器の定期検査の実施
(産業立地推進課) 一
- 農地保有合理化事業規程の変更の承認
(農業振興課) 一
- 道路の区域変更
(道路課) 二
- 道路の供用開始(二件)
(同) 二
- 平成二十五年自衛官候補生の募集
(市町村課) 二
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る落札者の決定
(契約課) 三
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告
(警察本部会計課) 三
- 企業局
- 企業局固定資産等管理規程の一部を改正する管理規程
(五)

告 示

- 宮城県告示第六百九十五号
国土調査法(昭和二十六年法律第八十号)第六条の三第二項の規定により、平成二十五年地籍調査事業計画を次のとおり定めた。
平成二十五年七月三十日
宮城県知事 村 井 嘉 浩
- 一 調査を行う者の名称及び調査区域

二 調査期間

地籍調査費負担金交付決定の日から平成二十六年三月三十一日まで

○宮城県告示第六百九十六号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項に規定する特定計量器の定期検査を次のとおり実施する。
平成二十五年七月三十日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

実施年月日	実施区域	検査受付時間	実施の場所
平成二十五年 九月十八日	柴田町 全 域	午前十時から 午後二時三十分まで	船岡体育館
同 九月十九日	柴田町 全 域	午前十時から 午後二時三十分まで	榎木生涯学習センター

○宮城県告示第六百九十七号

農業経営基盤強化促進法(昭和五十五年法律第六十五号。以下「法」という。)第八条第一項の規定により、次のとおり農地保有合理化事業規程の変更を承認した。
平成二十五年七月三十日
宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 農地保有合理化事業を行う者の名称及び住所
公益社団法人みやぎ農業振興公社
仙台市青葉区堤通雨宮町四番十七号
- 二 農地保有合理化事業の実施地域
宮城県における農業振興地域(農業振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)第六条第一項の規定により指定された地域をいう。)の区域

三 農地保有合理化事業の種類

- 1 農地売買等事業（法第四条第二項第一号に規定する事業をいう。）
- 2 農地売渡信託等事業（法第四条第二項第二号に規定する事業をいう。）
- 3 農地貸付信託事業（法第四条第二項第三号の二に規定する事業をいう。）
- 4 農業生産法人出資育成事業（法第四条第二項第三号に規定する事業をいう。）
- 5 研修等事業（法第四条第二項第四号に規定する事業をいう。）

四 変更の承認年月日

平成二十五年七月二十四日

○宮城県告示第六百九十八号
道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、次のように道路の区域を

変更したので告示する。

その関係図面は、平成二十五年七月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 道路の種類 県道

二 路線名 鹿島台鳴瀬線

三 道路の区域

変更の区間		変更の前後	
東松島市野蒜字山崎無番地先から 同市野蒜字立石一番八地先まで		敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
前	八・〇～一四・〇	二、〇九八・〇	
後	八・五～一四・〇	二、〇九八・〇	

○宮城県告示第六百九十九号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十五年七月三十日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	鹿島台鳴瀬線	東松島市野蒜字山崎無番地先から 同市野蒜字立石一番八地先まで	平成二十五年 七月三十一日

○宮城県告示第七百号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始するので告示する。

その関係図面は、平成二十五年七月三十一日から三十日間宮城県庁（土木部道路課）及び宮城県東部土木事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十五年七月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始年月日
県道	大衡仙台線	黒川郡大和町宮床字磯ヶ沢一番七〇番地先から 同町小野字釜ヶ入一六三番四地先まで	平成二十五年 七月三十一日 午後四時

公 告

○自衛隊法施行令（昭和二十九年政令第七十九号）第百十四条、第百七十七条第一項及び第百十八条の規定により、陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の自衛官候補生として採用する隊員の募集期間、試験期日、試験場の位置及び名称その他必要な事項を次のとおり定める。

平成二十五年七月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 募集種目

自衛官候補生（男子及び女子）

二 募集期間

- 1 男子 平成二十五年八月一日（木）から同月二十八日（水）まで
- 2 女子 平成二十五年八月一日（木）から同年九月六日（金）まで

三 試験期日

- 1 男子 平成二十五年九月十二日（木）、同月十三日（金）、同月十四日（土）、同月十八日（水）、同月十九日（木）又は同月二十四日（火）のうちいずれか一日

- 2 女子 平成二十五年九月二十五日(水)又は同月二十六日(木)のうちいずれか一日
- 四 試験科目
筆記試験(国語、数学、社会及び作文)、口述試験、適性検査及び身体検査
- 五 試験場の位置及び名称
仙台市宮城野区南目館一番一号 陸上自衛隊仙台駐屯地
仙台市若林区霞目一丁目一番一号 陸上自衛隊霞目駐屯地
多賀城市丸山二丁目一番一号 陸上自衛隊多賀城駐屯地
柴田郡柴田町大字船岡字大沼端一番一号 陸上自衛隊船岡駐屯地
黒川郡大和町吉岡字古館二十五番地の一 大和町町民研修センター

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり落札者を決定した。

平成二十五年七月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 落札に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県工事管理システム機器設備等提供、導入・設定作業及び保守業務 一式
- 二 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 宮城県出納局契約課 仙台市青葉区本町三丁目八番一号
- 三 落札者を決定した日 平成二十五年七月十七日
- 四 落札者の名称及び所在地 テクノ・マインド株式会社 仙台市宮城野区榴岡二丁目六番十一号
- 五 落札金額 八千六百四十九万七千二百円
- 六 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 七 入札の公告を行った日 平成二十五年六月四日

○政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

平成二十五年七月三十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 一 入札に付する事項
- 1 調達案件及び数量 プリンタ賃貸借(P R 2 5) 一式
- 2 調達案件の仕様等 入札説明書及び仕様書による。
- 3 履行期間 平成二十五年十月一日から平成三十年九月三十日まで
- 4 履行場所 宮城県警察本部総務部情報管理課ほか

二 入札に参加する者に必要な資格等に関する事項

1 地方自治法施行令(昭和二十二年政令第十六号)第六百六十七条の四の規定に該当しない者であること。

2 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時までに宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

3 平成十二年三月三十一日以前に民事再生法(平成十一年法律第二百二十五号)附則第二条による廃止前の和議法(大正十一年法律第七十二号)第十二条第一項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

4 平成十二年四月一日以後に民事再生法第二十一条第一項又は第二項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第三十三条第一項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第七十四条第一項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

5 会社更生法(平成十四年法律第五十四号)第十七条第一項又は第二項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者(同法附則第二条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。)であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

6 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

7 宮城県入札契約暴力団等排除要綱(平成二十年十一月一日施行)別表各号に規定する次のいずれにも該当しない者であること。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

(一) 入札に参加しようとする者の役員等(法人の場合は、非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は、法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合は、その者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号。以下「暴対法」という。第二条第六号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)である場合、又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

(二) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図

り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第二条第二号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」という。）の威力を利用するなどしているとき。

(三) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(四) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(五) 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

8 入札参加資格申請場所及び提出期限 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒九八〇一八五七〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 電話〇二二二二一三三三五）へ平成二十五年八月二十二日（木）午後五時までに提出すること。

三 入札書の提出場所等

1 入札説明書及び仕様書の交付場所並びに問い合わせ先

〒九八〇一八四一〇 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号

宮城県警察本部総務部会計課調度係（電話番号〇二二二二一七七一、内線二二三二）

2 入札説明書等の交付期限

平成二十五年八月七日（水）午後五時まで

3 一般競争入札参加資格審査

入札を希望する者は、入札説明書に定めるところにより平成二十五年八月二十二日（木）までに必要書類を作成の上提出し、参加資格の審査を受けなければならない。また、開札日までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

4 入札書の提出期限

入札書を持参する場合は、5の開札の日時までとする。ただし、郵送による場合は、平成二十五年九月五日（木）午後五時までに、調達案件名称及び開札日等を記載の上、配達証明付書留郵便にて1あて必着のこと。提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があつても受理

しない。

5 開札の日時及び場所

(一) 日時 平成二十五年九月六日（金）午前十時

(二) 場所 宮城県仙台市青葉区本町三丁目八番一号 宮城県警察本部庁舎五階五〇一会議室

四 入札に参加することができない者

1 二に定める資格を有しない者及び三の3における審査により資格を有しないとされた者

2 当該調達案件に係る入札説明書の原本の交付を受けない者

五 その他

1 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

2 入札保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第九十七条及び第九十八条並びに入札保証金の免除の特例に関する規則第二条の規定による。

3 契約保証金 財務規則（昭和三十九年宮城県規則第七号）第一百三十三条及び第一百四十四条の規定による。

4 入札の無効 本公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者とした入札及び入札者に求められる義務を履行しなかった者とした入札は、無効とする。

5 入札金額の記載方法 入札書に記載する金額は、契約期間全体の賃貸借料の総額を記載すること。また、契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の百分の五に相当する消費税及び地方消費税の額（当該金額に一円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）を加えた金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税業者であるか免

税業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の百分の五に相当する金額を入札書に記載すること。

6 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

7 契約書作成の要否 要

8 この入札に係る調達案件は、地方自治法第二百三十四条の三の規定による長期継続契約対象業務として複数年度に亘る履行期間の契約締結を行う。この入札に係る調達案件について翌年度以降の歳出予算が不成立となった時は、契約書の定めにより契約を解除する。

9 詳細は入札説明書による。

六 概要

Summary

1 Place and Deadline for Submitting Bid: Supplies Section, Finance Division, General Affairs

Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, September 5, 2013, 5 : 00 pm.

2 Item/Service Required : Lease of printer (PR25) - 1 set

3 Date and Place of Bid Selection : 302 Conference Room, 3rd Floor, Miyagi Prefectural Police Headquarters, September 6, 2013, 10 : 00 am.

4 Contact : Supplies Section, Finance Division, General Affairs Department, Miyagi Prefectural Police Headquarters, 3-8-1 Honcho, Aoba-ku, Sendai, Miyagi 980-8410 Japan Tel.: 022-221-7171 Ext. 2232

企 業 局

○宮城県企業局管理規程第六号

企業局固定資産等管理規程の一部を改正する管理規程を次のように定める。

平成二十五年七月三十日

宮城県公営企業管理者 橋 本 潔

企業局固定資産等管理規程の一部を改正する管理規程

企業局固定資産等管理規程（昭和六十三年宮城県企業局管理規程第四号）の一部を次のように改正する。

外径が〇・四メートル未満のもの	宅地、田畑にあつては 二二〇円
外径が〇・四メートル未満のもの	山林にあつては 九〇円

別表第一土地の項中

外径が〇・四メートル未満のもの	宅地、田畑にあつては 二二〇円
一メートルにつき	山林にあつては 六〇円

に、「四六〇円」を「四四〇円」に、「一

九〇円」を「一三〇円」に、「八六〇円」を「八二〇円」に、「三五〇円」を「二四〇円」に、「土地面積に対する工作物」を「土地面積に対する使用面積（工作物その他の物件の設置に使用する場
合にあつては、土地面積に対する工作物）に、「面積の割合を土地価額に乗じて得た額の四パーセント」を「面積」の割合を土地価額に乗じて得た額の四パーセント」に改め、同表備考第一号中「面積」を「使用する面積」に改め、同表備考第十号中「十円に切り上げる」を「その端数金額を十円に切り上

げ、その金額が百円に満たない場合は百円とする」に改める。
附 則

（施行期日）
1 この管理規程は、平成二十五年八月一日から施行する。
（経過措置）

2 この管理規定の施行の日前に許可を受けた使用に係る使用料については、なお従前の例による。